

議第九十八号

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年九月十八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県住民基本台帳法施行条例（平成十四年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号及び第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号を削り、第九号を第五号とし、第九号の二を第六号とし、第十号を第七号とし、第十一号を削り、第十二号を第八号とし、第十三号を第九号とし、第十四号を第十号とし、第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十一号とし、第十八号から第二十号までを六号ずつ繰り上げる。

別表第二監査委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

